

# 岐阜県屋外広告物条例等早わかり

改訂履歴（令和8年1月から）

改訂年月	改訂内容
令和8年1月	条例改正（令和6年12月）及び規則改正（令和7年12月）の内容を反映するため全面改訂 施行日：令和8年1月1日（一部は令和9年4月1日）
令和8年2月	防火地域における屋外広告物の取扱いについて追記（P16 VIII. 2（2））

令和8年2月

岐阜県都市建築部都市政策課

## はじめに

広告板やネオンサインなどの屋外広告物は、広報、宣伝活動のひとつとして社会的に重要な役割を果たしています。

しかし、同時に、屋外広告物は、都市景観の一部を形成していることから、良好な景観との調和が求められており、さらに、通行人等公衆に対する危害の防止にも十分な配慮が払われなければなりません。

そこで、岐阜県では、屋外広告物法に基づき、岐阜県屋外広告物条例を定めて、適正な屋外広告物の掲出に努めています（なお、岐阜市、高山市、多治見市、美濃市、恵那市、各務原市及び下呂市では、各市の屋外広告物条例が定められています。）。

この冊子は、この条例の概要を説明し、関係の方々により一層ご理解をいただくことを目的に作成しました。

### ●目次●

I	屋外広告物とは	.....	1
II	禁止広告物	.....	2
III	禁止物件	.....	2
IV	禁止地域	.....	3
V	許可地域	.....	6
VI	許可の基準(抜すい)	.....	8
VII	適用除外	.....	1 2
VIII	許可申請の手続	.....	1 4
IX	その他	.....	1 9
○	別表 1	.....	2 2
○	別表 2	.....	2 2
○	別表 3	.....	2 3
○	別表 4	.....	2 4
○	別表 5	.....	2 4
○	別表 6	.....	2 4
○	別表 7	.....	2 5
○	様式	.....	別冊

# I 屋外広告物とは

道路沿いに建てられる野立広告物、ビルの屋上にある広告塔、建物の壁にある壁面広告、電柱広告など、さまざまな形態の屋外広告物がありますが、規制の対象とする「屋外広告物」とは、これらの他にネオンサイン、アドバルーンまで含む幅の広い意味を有しています。

## ○ 屋外広告物とは

次の条件をすべて満たすものが「屋外広告物」であり、その内容が営利的な広告かどうかは問いません。

### ①常時又は一定の期間継続して表示されるものであること

- ・「常時又は一定の期間継続して」とは、定着して表示されるものに限る趣旨であり、散布されるビラやチラシの類は屋外広告物にはなりません。これらは、電柱や塀などに貼付されたとき、初めて定着性を有し、屋外広告物に該当することになります。
- ・4、5日程度の短期間のみ表示される場合は、一般的に継続性は認められないものとして取り扱います。

### ②屋外で表示されるものであること

- ・「屋外」とは、その広告物が建築物等の外側にあることを必要とし、屋外にいる不特定多数の公衆に対して表示されるものであっても、屋内に存在する広告物であれば、法の規制の対象にはなりません。

### ③公衆に表示されるものであること

- ・「公衆」とは、単に不特定多数に対して表示するという意味ではなく、法の趣旨に照らして、建物の管理権等から総合的に判断されます。

### ④看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれに類するものであること

- ・「その他の工作物等」とは、元来広告物の表示又は掲出の目的を有したものではない煙突や塀のようなものや、工作物とはいえないような岩石、樹木等を意味し、これらを利用したものも屋外広告物に含めるということです。

次ページから「岐阜県屋外広告物条例」の概要を説明しますが、おおむね次のように構成されています。

岐阜県屋外広告物条例	— 禁止広告物 → 掲出してはいけない広告物
	— 禁止物件 → 原則として広告物の掲出ができない物件
	— 禁止地域 → 原則として広告物の掲出ができない地域
	— 許可地域 → 広告物を掲出するときに許可が必要な地域

注：以下の説明では、岐阜市、高山市、多治見市、美濃市、恵那市、各務原市及び下呂市域を除きます。

---

## Ⅱ 禁止広告物（掲出してはいけない広告物）

---

○ 著しく破損した広告物や道路交通の安全を阻害する広告物などは、地域に関係なく掲出してはいけません（条例第4条）。

- 条例では、次のものが禁止広告物とされています。
  - ・ 著しく汚染、たい色し、又は塗料等のはく離したもの
  - ・ 著しく破損し、又は老朽したもの
  - ・ 倒壊又は落下のおそれがあるもの
  - ・ 信号機、道路標識等に類似するもの又はこれらの効用を妨げるようなもの
  - ・ 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

---

## Ⅲ 禁止物件（広告物の掲出ができない物件）

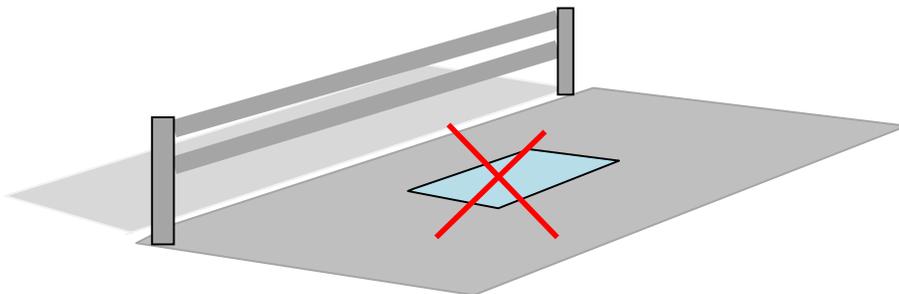
---

1 街路樹や電話ボックスなどには、地域に関係なく原則として広告物を掲出できません（条例第6条第1項）。

- 条例では、次のものが禁止物件とされています。
  - ・ 橋、トンネル、高架構造、安全地帯及び分離帯
  - ・ 街路樹及び路傍樹並びに道路上にあるアーケード、日おい及び雁木
  - ・ 信号機及びその附属施設、道路標識、道路上のさく、駒止め並びに里程標
  - ・ 消火栓、火災報知器及び火の見やぐら
  - ・ 郵便ポスト、電話ボックス及び路上変電塔並びに公衆便所
  - ・ 送電塔、送受信塔及び照明塔
  - ・ 煙突及びガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの
  - ・ 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの
  - ・ 景観重要建造物及び景観重要樹木

2 電柱、街灯柱その他これらに類するものには、はり紙、はり札等、広告旗若しくは立看板等を掲出できません（条例第6条第2項）。

3 道路の路面には、広告物を表示できません（条例第6条第3項）。



## IV 禁止地域（広告物の掲出ができない地域）

1 第1種、第2種低層住居専用地域や風致地区など、良好な景観を特に保持する必要がある地域には、原則として広告物の掲出ができません。

○ 条例で禁止地域とされる場所は、次のとおりです。

- (1) 都市計画法により定められた一部の地域及び地区（詳細は※参照）
- (2) 景観法により制限を受ける地域のうち、知事が指定する区域
- (3) 文化財保護法により指定された区域
- (4) 森林法により指定された風致保安林のある地域
- (5) 岐阜県自然環境保全条例により指定された区域
- (6) 高速自動車国道、自動車専用道路及び新幹線鉄道の全区間
- (7) 道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）、鉄道（新幹線鉄道を除く。）、軌道及び索道で、知事が指定する区間
- (8) 道路、鉄道等（鉄道、軌道及び索道をいう。以下同じ。）から展望することができる地域で、知事が指定する区域
- (9) 都市公園法に規定する都市公園の区域
- (10) 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、体育館、官公立の病院、博物館及び美術館
- (11) 河川、湖沼、溪谷、高原、山岳、緑地及びこれらの付近の地域で、知事が指定する区域
- (12) 交差点、踏切、道路のまがりかど、上り坂の頂上及びこれらの付近で、交通安全上必要があるとして知事が指定する地域
- (13) 上記の他、良好な景観又は風致を維持するために特に必要があるものとして知事が指定する地域又は場所

※ 具体的な禁止地域は、次のとおりです。（令和8年1月現在）

(1) 都市計画法により定められた次の区域（条例第5条第1号）

①第1種低層住居専用地域・第2種低層住居専用地域、田園住居地域

第1種低層住居専用地域・第2種低層住居専用地域を定めている市町名

※田園住居地域については、現在指定はありません。

第1種低層住居専用地域	第2種低層住居専用地域
大垣市、関市、中津川市、瑞浪市、羽島市、美濃加茂市、土岐市、可児市、瑞穂市、飛騨市、郡上市、垂井町、関ヶ原町、安八町、北方町、坂祝町、御嵩町	大垣市、関市、中津川市、瑞浪市、羽島市、美濃加茂市、土岐市、瑞穂市、安八町、御嵩町

②風致地区

指定市町村	地区名	備考
関市	安桜山風致地区	関市風致地区条例
	梅竜寺山風致地区	
養老町	養老白石風致地区	養老町風致地区条例

③特別緑地保全地区

指定市町村	地区名	備考
瑞浪市	竜吟峡特別緑地保全地区	都市緑地法
土岐市	仲森特別緑地保全地区	
飛騨市	気多若宮特別緑地保全地区	

(2) 景観法により制限を受ける地域のうち、知事が指定する区域（条例第5条第2号）

現在指定区域はありません。

(3) 文化財保護法により指定された次の区域（条例第5条第4号）

①重要文化財に指定された建造物の周囲で知事が指定する区域（文化財保護法第27条関係）

別表1（22ページ）のとおり

②重要有形民俗文化財に指定された建造物の周囲で知事が指定する区域（文化財保護法第78条第1項関係）

別表2（22ページ）のとおり

③史跡名勝天然記念物又は特別史跡名勝天然記念物に指定された地域（文化財保護法109条第1項若しくは第2項関係）

別表3（23ページ）のとおり

④伝統的建造物群保存地区及びその地区から展望できる地域（文化財保護法第143条第2項関係）

指定市町村	地区名	備考
白川村	大野郡白川村荻町地区	

(4) 森林法により指定された風致保安林のある地域（条例第5条第6号、森林法第25条第1項第11号関係）

指定市町村	該当地域	備考
関市	関市肥田瀬立岩 1279-2	
中津川市	中津川市山口諏訪社 732 -1	
	中津川市山口諏訪社 732 -2	
	中津川市馬籠峠 3922-1	
揖斐川町	揖斐郡揖斐川町谷汲神原字平岩 1632-4	
	揖斐郡揖斐川町谷汲神原字坂本 1193-1	
	揖斐郡揖斐川町谷汲神原字坂本 1193-6	

(5) 岐阜県自然環境保全条例により指定された次の区域（条例第5条第7号）

①自然環境保全地域（岐阜県自然環境保全条例第14条関係）

別表4（24ページ）のとおり

②緑地環境保全地域（岐阜県自然環境保全条例第25条関係）

別表5（24ページ）のとおり

(6) 高速自動車国道、自動車専用道路及び新幹線鉄道の全区間（条例第5条第8号）

(7) 道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）、鉄道（新幹線鉄道を除く。）、軌道及び索道で、知事が指定する区間（条例第5条第9号）

別表7（25～35ページ）のとおり

(8) 道路及び鉄道等から展望することができる地域で、知事が指定する区域（条例第5条第10号）

別表7（25～35ページ）のとおり

(9) 都市公園法に規定する都市公園の区域（条例第5条第11号、都市公園法第2条第1項関係）

(10) 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、体育館、官公立の病院、博物館及び美術館 (条例第5条第13号)

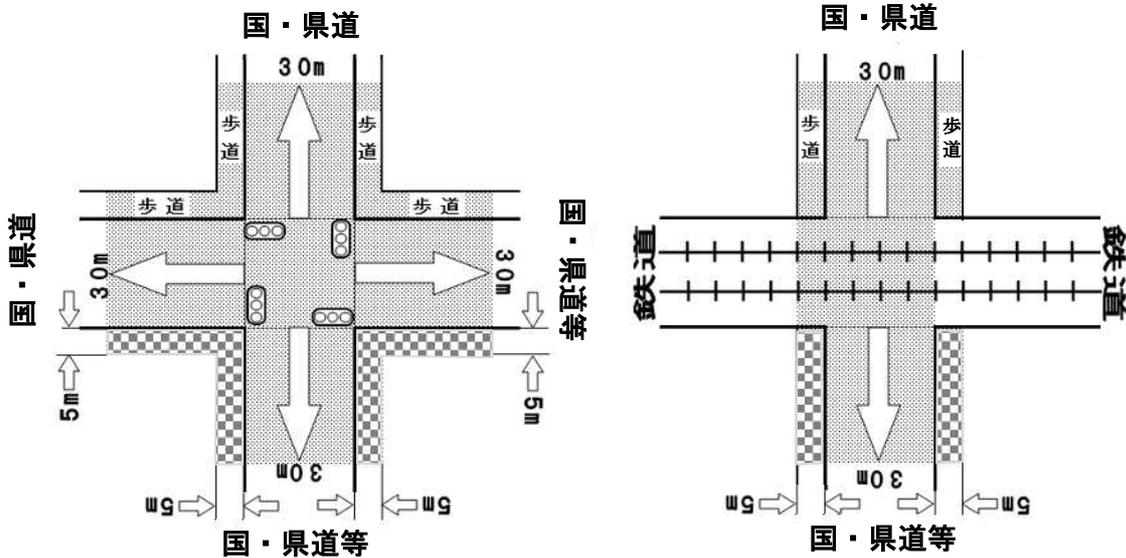
(11) 河川、湖沼、溪谷、高原、山岳、緑地及びこれらの付近の地域で、知事が指定する区域 (条例第5条第15号)  
現在指定区域はありません。

(12) 交差点、踏切、道路のまがりかど、上り坂の頂上等及びこれらの付近で、交通安全上必要があるとして知事が指定する地域 (条例第5条第16号)

- ① 信号機の設置されている交差点
  - ② 一般国道と一般国道との交差点、一般国道と県道との交差点、県道と県道との交差点
  - ③ 一般国道と鉄道との踏切、県道と鉄道との踏切
  - ④ 

①の交差点	} から30m以内の	} 道路(一般国道、県道、市町村道) 歩車道の区分のない道路(一般国道、県道、市町村道) の両側5m以内の区域。
②の交差点		
③の踏切		
- ※ (ただし、高さが7m以上の屋上広告物を除く。)

※略図(例)



(信号機の設置されている交差点から30m以内の道路)

(踏切との交差点から30m以内の道路)

※ 道路(一般国道、県道、市町村道)の車道及び歩道

歩車道の区分のない道路(一般国道、県道、市町村道)の両側5m以内の区域

(13) 上記の他、良好な景観又は風致を維持するために特に必要があるものとして知事が指定する地域又は場所 (条例第5条第17号)

別表6(24ページ)のとおり

## V 許可地域（広告物を掲出するとき許可が必要な地域）

- 1 道路沿いの一定の区域や都市計画区域内などの許可地域に広告物を掲出しようとする場合には、原則として許可が必要です。

○ 条例で許可地域とされる場所は、次のとおりです。

- (1) 景観法に規定する景観計画区域（条例第7条第1号）

景観計画区域を定めている市村	景観計画区域
大垣市、関市、中津川市、瑞浪市、美濃加茂市、土岐市、可児市、本巣市、郡上市、白川村、羽島市	左記市村の全域

- (2) 道路、鉄道等で、知事が指定する区間（条例第7条第5号）

別表7（25～35ページ）のとおり

- (3) 道路、鉄道等から展望することができる地域で、知事が指定する区域（条例第7条第6号）

別表7（25～35ページ）のとおり

- (4) 都市計画法の規定により指定された都市計画区域（条例第7条第11号、都市計画法第5条第1項及び第2項関係）

※都市計画区域は次ページのとおりです（令和8年1月現在）

県内の市全部（ただし、大垣市、関市、中津川市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、海津市は一部の地域）

羽島郡 岐南町、笠松町

養老郡 養老町（一部）

不破郡 垂井町（一部）、関ヶ原町（一部）

安八郡 神戸町、輪之内町、安八町

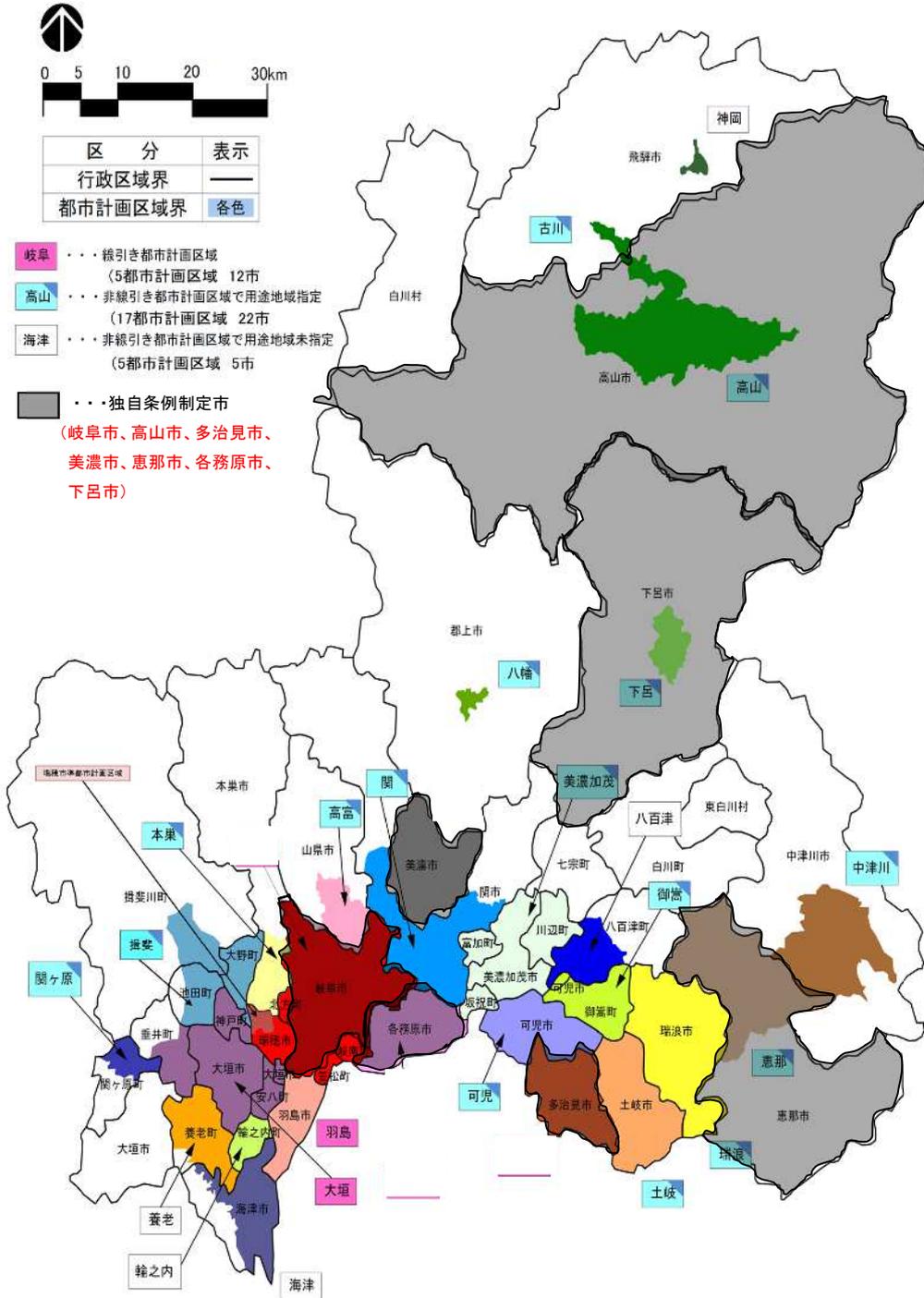
揖斐郡 揖斐川町（一部）、大野町、池田町（一部）

本巣郡 北方町

加茂郡 坂祝町、富加町、川辺町、八百津町（一部）

可児郡 御嵩町

# 岐阜県の都市計画区域



---

## VI 許可の基準(抜すい)

---

### 1 共通基準

- ① 都市美観又は自然景観に調和し、周囲の環境を損なわないものであること。
- ② 汚染し、たい色し、又は塗料等のはく離したものでないこと。
- ③ 広告を表示しない裏面、側面及び脚部の露出部分は、加工、塗装その他の装飾をしたものであること。
- ④ 蛍光塗料は、使用しないものであること。
- ⑤ 電飾設備を有するものにあつては、点滅速度は緩やかなものであつて、昼間においても美観風致を損なわないものであること。
- ⑥ 色彩は、美観風致の維持及び公衆に対する危害防止に十分配慮したものであること。
- ⑦ 容易に腐朽し、又は破損しない構造であること。

### 2 個別基準

- ・屋外広告物は、その目的・種類に応じて、表示面積、高さなどの制約があります。
- ・広告物を掲出する地域（許可地域又は禁止地域）によって、基準が異なるため、掲出する地域について市町村に十分に確認してください。
- ・具体的な個別基準は、次のとおり（9～11ページ）





### 3 その他の広告物（自家広告物、案内用広告物に該当しないもの）

区分	広告物の種類	許可地域（6ページ）			禁止地域（3ページ）
		道路及び鉄道で知事が指定する区域（別表7（25～35ページ）参照）		左の区域外	
		用途地域内	用途地域外		
その他の 広告物	野立広告物	○表示面積 1面20㎡以下 合計40㎡以下 ○高さ ・広告塔 1.5m以下 ・その他 1.0m以下  [規則別表第二中 二1(二)(1)参照]	○表示面積 1面20㎡以下 合計40㎡以下 ○高さ 広告塔1.5m以下 その他1.0m以下 ○指定路線からの 距離30m以上 ○広告物相互距離 50m以上 ※現地確認必要 (高速道路・新幹 線路線の両側 500m以上1000m 以内の区域は 300m以上) [規則別表第二中二 1(二)イロ参照]	○表示面積 1面20㎡以下 合計40㎡以下 ○高さ ・広告塔 1.5m以下 ・その他 1.0m以下  [規則別表第二中 二1(二)(3)参照]	不 可
	屋上広告物	○個数 1つの建築物につき1個（堅固な建築物に掲示する場合は個数制限なし） ○表示面積 20㎡以下（堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし） ○高さ 地表から広告物掲出箇所までの高さの2/3以下 [規則別表第二中二 2(一)参照]			
	壁面広告物	○表示面積（次の2つとも満たすこと） ・1個30㎡以下 （堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし） ・同一壁面に掲出される表示面積の合計がその同一壁面面積 の1/2以下 [規則別表第二中二 2(二)参照]			
	突出広告物	○個数 1壁面につき1個（堅固な建築物に掲示する場合は個数制限なし） ○表示面積 1個20㎡以下（堅固な建築物に掲示する場合は面積制限なし） ○下端の高さ ・歩道上にあつては地表から2.5m以上 ・車道上にあつては地表から4.7m以上 ○道路上への出幅 1m以下 [規則別表第二中二 2(三)参照]			
許可申請	○すべて許可申請が必要 ※管理用広告物は下表のとおり。				

#### 管理用広告物の許可申請

○ 管理上の必要により自己の管理する土地又は物件に掲出するもの（条例第8条第2項第2号）		
管理用広告物の表示面積	許可地域	禁止地域
表示面積が1個2㎡以下	許可申請不要[規則別表一中三参照]	許可申請不要[規則別表一中三参照]
表示面積が1個2㎡超	許可申請必要(上の表の許可基準)	不可

※「規則別表」とは、岐阜県屋外広告物条例施行規則の別表を示します。

## VII 適用除外（条例の適用が除外されるもの）

- 選挙運動のための屋外広告物や地方自治体が掲出する広告物などは、条例の適用が一部除外されます（条例第8条）。
- ※具体的な基準は、下表のとおり

（禁止物件、禁止地域等、許可地域等の規定の適用除外となるものの基準）

区 分	禁止物件の規定 の適用	禁止地域の規定 の適用	許可地域の規定 の適用
1 法令の規定により掲出するもの	全て適用除外（許可申請不要）		
2 公職選挙法その他の法令による選挙運動又は選挙の運動期間中及び選挙の当日において行う政治活動のために掲出するもの	全て適用除外（許可申請不要）		
3 アーケード、街燈柱、公園施設に地名、寄贈者名等を表示するもので、右欄の基準に適合するもの	<p>次の要件を満たすものは、適用除外（許可申請不要）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●表示面積（次の2つを満たすこと） <ul style="list-style-type: none"> <li>・表示方向から見た場合における当該表示施設・物件の外郭線内を1平面とみなしたものの面積の1/20以下</li> <li>・0.5㎡（街燈柱については、1㎡）以下（地名、街区名等は面積制限なし）</li> </ul> </li> <li>●個数 <ul style="list-style-type: none"> <li>1の施設又は物件につき1個（アーケード、街燈柱は個数制限なし）</li> </ul> </li> <li>●色彩 <ul style="list-style-type: none"> <li>蛍光塗料を使用しないもの</li> </ul> </li> </ul> <p style="text-align: right;">[規則別表第一中一参照]</p>		
4 天災地変、伝染病の発生等緊急やむを得ない場合に必要なもの	全て適用除外（許可申請不要）		
5 自家広告物で右欄の基準に適合するもの	<p>一部適用除外（禁止物件のうち送電塔、送受信塔、水道タンクその他これらに類するものに掲出する自家広告物が、右欄の基準を満たす場合は、許可申請不要）</p> <p>[規則別表第1中5参照]</p>	<p>次の要件を満たすものは適用除外（許可申請不要）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●表示面積 <ul style="list-style-type: none"> <li>1事業所等あたり合計10㎡以下</li> </ul> </li> <li>●その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>蛍光塗料を使用しないもの</li> </ul> </li> </ul> <p style="text-align: right;">[規則別表第一中二参照]</p>	

区 分	禁止物件の規定 の適用	禁止地域の規定 の適用	許可地域の規定 の適用
6 管理用広告物で右欄の基準に適合するもの	一部適用除外 (禁止物件のうち 送電塔、送受信 塔、水道タンク などに掲出する 場合は許可申請 不要)	表示面積 2 m <sup>2</sup> 以下のものは適用除外 (許可申請不要)  [規則別表第一中三参照]	
7 道標等で右欄の基準に適合するもの	不 可	表示面積 2 m <sup>2</sup> 以下のものは適用除外 (許可申請不要)  [規則別表第一中四参照]	
8 冠婚葬祭・祭礼等のため、臨時に掲出するもの	不 可	全て適用除外 (許可申請不要)	
9 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に掲出するもの	不 可	全て適用除外 (許可申請不要)	
10 人、動物、車両、船舶等に掲出するもの	不 可	全て適用除外 (許可申請不要)	
11 地方公共団体が設置する公共掲示板に規則に定めるところにより掲出するもの	不 可	全て適用除外 (許可申請不要)	
12 広告物を掲出する物件の設置の許可を受けた者が当該物件に表示するはり紙で右欄の基準に適合するもの			広告物を掲出する物件の掲出面をはみ出さないもので蛍光塗料を使用しないものは適用除外 (許可申請不要)
13 国、地方公共団体、岐阜県交通安全協会、各地区交通安全協会、独立行政法人、地方独立行政法人及び国立大学法人が公共的目的をもって掲出するもの			<ul style="list-style-type: none"> <li>・この場合は、禁止物件、禁止地域及び許可地域の規定が適用されないが、各規定の趣旨に沿うように努めなければならない。</li> <li>・許可申請に代わり、市町村長への通知が必要。 なお、次の広告物は、通知不要。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・この表の1～11の広告物</li> <li>・官公署の建造物・敷地に掲出する広告物</li> <li>・官公署の建造物・敷地の外で、表示面積が1面4 m<sup>2</sup>以下、合計が8 m<sup>2</sup>以下の広告物</li> </ul> </li> </ul>

※禁止地域に自家広告物、道標等（この表の5・7の基準に適合しないもの）、案内用広告物を掲出するには、許可を受けなければなりません（ただし、9・10ページの許可の基準を満たすものであること）。

※政党が第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域又は田園住居地域内において表示するはり紙及びはり札については、禁止地域の規定は適用されません（ただし、許可申請は必要）

## VIII 許可申請の手続

### 1 新規の場合 ※令和9年3月31日までは「(1)新設の場合」に準じて申請してください。

広告物を掲出しようとする場所を所轄する市町村屋外広告物担当窓口へ「屋外広告物許可申請書」及び添付書類を提出し、必ず許可を受けてから着工してください。

※許可を受けた広告物には、許可の際に交付される証票を貼付しなければなりません。

※ポスター等の広告物は、許可の証印又は打刻印を受けなければなりません。

#### (1) 新設の場合

(新設での新規申請時の提出書類)

(1) 屋外広告物許可申請書 (正副2通・第1号様式、別冊様式参照)	
(2) 添付書類	①位置図 (野立広告物については、道路、鉄道等からの距離を明示すること。)
	②形状、寸法及び構造に関する仕様書
	③構造図
	④彩色広告面模写図
	⑤建築物を利用する広告物にあつては、建築物の構造図及び立面図

#### (2) 既設の広告物や掲出物件を使用する場合 ※令和9年4月1日から適用

(1) 新設の場合の書類に加え、「屋外広告物点検報告書」の提出が必要です。  
(既設の物件を使用する場合での新規申請時の提出書類)

(1) 屋外広告物許可申請書 (正副2通・第1号様式、別冊様式参照)	
(2) 添付書類	①位置図 (野立広告物については、道路、鉄道等からの距離を明示すること。)
	②形状、寸法及び構造に関する仕様書
	③構造図
	④彩色広告面模写図
	⑤建築物を利用する広告物にあつては、建築物の構造図及び立面図
	⑥屋外広告物点検報告書 (第2号の2様式)

※なお、以下に該当する広告物又は掲出物件は、点検報告書の提出が不要です。

- ・災害等が発生した時に緊急的に必要なもの
- ・冠婚葬祭等の臨時に表示等するもの
- ・車両等に表示するもの
- ・他の法令で点検が義務付けられているもの (道路標識等)
- ・はり紙・はり札等の簡易なもの
- ・壁面に直接描かれたもの 等

## ○点検資格者について

屋外広告物の点検は、以下いずれかの資格を保持している資格者のみ行うことができます。

点検資格	令和9年3月まで	令和9年4月から
<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外広告士</li> <li>・屋外広告物点検技能講習会修了者</li> <li>・「広告美術仕上げに係る」 技能検定合格者(1級)</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外広告物講習会修了者</li> <li>・「広告美術仕上げに係る」 技能検定合格者(2級、3級)、 職業訓練指導員、職業訓練修了者</li> </ul>		

なお、有資格者がいない場合は、新たに資格を取得するか、有資格者へ委託する等により対応してください。

有資格者が見つからない場合は、以下の窓口に相談可能です。

岐阜県広告美術業協同組合

連絡先 TEL. 058-245-4472

※1 これまで有資格者であった、屋外広告物講習会修了者、「広告美術仕上げに係る」職業訓練指導員・技能検定合格者（2級、3級）、職業訓練修了者による屋外広告物点検報告書は、令和9年3月31日までの点検であれば有効です。

※ 安全点検は、その屋外広告物の状態や設置状況（野立、壁面、屋上等）に見合った方法で行い、異常が認められた場合は、速やかに改善の処置をしてください。

## 2 関連する手続

### (1) 広告物の高さが4 mを超える場合

- ・建築基準法による工作物の確認が必要ですので、行政機関や指定確認検査機関の建築確認申請受付窓口で必要な手続をしてください。

### (2) 防火地域内で広告物の高さが3 mを超える又は建築物の屋上に設置する場合

- ・建築基準法により、主要な部分を不燃材料で造るか覆わなければなりません。必要に応じて、行政機関や指定確認検査機関の建築確認申請受付窓口にご相談ください。

※広告物を設置する地域が防火地域に該当するかどうかについては、申請先の市町村にご確認ください。

防火地域：市街地における火災の危険を防除するため定める地域  
(都市計画法第9条第21項)

### (3) 広告物を道路上（上空を含む。）に掲出する場合

- ・道路法による道路占用の許可が必要ですので、道路管理者に対し必要な手続をしてください。
- ・道路交通法による道路使用の許可が必要ですので、所轄の警察署に対し必要な手続をしてください。
- ・なお、突出広告物については、国道及び県道では、自家広告物以外道路占用を認めていませんので留意してください。

### (4) その他の法令

- ・自然公園法、県立自然公園条例などにより、広告物が制限されている場合や、許可が必要な場合がありますので県環境企画課又は県の各県事務所に確認してください。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律、岐阜県風営適正化法施行条例により、性風俗特殊営業の広告物は設置場所が制限されていますので所轄の警察署に確認してください。

### 3 更新の場合

- ・許可期間が広告物の種類に応じて、2月～3年以内の範囲で定められています。
- ・この期限後も引き続き掲出する場合は、期間満了日の30日前までに「屋外広告物許可期間更新申請書」などを提出し、許可を受けてください。
- ・申請の際には、15ページに記載の点検資格者による「屋外広告物自己点検報告書」の提出が必要です。

(更新申請時の提出書類)

(1) 屋外広告物許可期間更新申請書 (正副2通・第2号様式、別冊様式参照)	
(2) 添付書類	①当該広告物等のカラー写真
	②屋外広告物自己点検報告書 (第2号の2様式)

(許可期間)

広告物の種類		許可期間	
		新規	更新
野立広告物	鉄骨造りその他の堅固な構造のもの	3年以内	2年以内
	その他のもの	1年以内	
屋上広告物 突出広告物	堅固な建築物(鉄筋コンクリート及び鉄骨造りの建築物をいう。以下同じ。)を利用するもの	3年以内	2年以内
	鉄骨造りその他の堅固な構造のもの		
	その他のもの	1年以内	
壁面広告物	堅固な建築物を利用するもの	3年以内	2年以内
	その他のもの	1年以内	
はり紙、はり札、立看板、アドバルーン、広告幕、広告網その他これらに類するもの		2月以内	
その他の広告物		1年以内	

#### 4 変更・改造・移転をする場合

- ・許可を受けて掲出した広告物を変更、改造又は移転しようとするときは、「屋外広告物変更許可申請書」及び添付書類を提出し、必ず事前の許可を受けてください。

(変更申請時の提出書類)

(1) 屋外広告物変更許可申請書 (正副2通・第3号様式、別冊様式参照)	
(2) 添付書類	屋外広告物許可申請書に添えた書類のうち変更を要する書類

#### ○変更と改造の違い

- ・変更とは、広告物（表示面）の表示内容が変わる場合です。  
(例として、表示面に新たなペイントで塗り替えたり、表示面の上から新たな内容のシートを重ねたりする場合等が考えられます。)
- ・改造とは、広告物（表示面）の大きさや高さ又は掲出物件の高さ等が変わる場合です。  
(例として、表示面をより大きな板面に付け替えたり、表示面の高さの位置を下げたりする場合や、掲出物件の上端を削り短くする場合等が考えられます。)

#### 5 申請者、管理者の住所・氏名を変更した場合

- ・屋外広告物申請者（管理者）変更届（第8号様式、別冊様式参照）を提出してください。

#### 6 撤去した場合

- ・屋外広告物改修（移転・除却）届（第9号様式、別冊様式参照）を提出してください。

#### 7 許可等手数料

- ・許可を受けようとする場合、許可期間の更新を受けようとする場合は、手数料が必要となります。

なお、手数料の額及び納入方法は、各市町村屋外広告物担当窓口でご確認ください。

※手数料は、各市町村の手数料条例にて規定されています。

## Ⅸ その他

### 1 屋外広告業の登録

- ・岐阜県内（岐阜市域を除く。）において、屋外広告業を営もうとする方は、知事の登録を受けなければなりません。

※詳細は「屋外広告業登録申請等の手引き」をご覧ください。

- ・岐阜市域は、岐阜市長への登録が必要です。ただし、岐阜県知事に登録をした者の特例により、岐阜県知事の登録を受けた業者は、岐阜市長に届出をすれば登録されたものとみなされます。（岐阜市への特例届出については、岐阜市建築指導課にお問い合わせください。）
- ・屋外広告業者は、その営業所ごとに、知事が行う屋外広告物講習会の修了者等を選任しなければなりません。屋外広告物講習会の開催については、市町村広報紙、インターネットなどによりお知らせします。

#### （広告主の方へ）

広告物の掲出を依頼するときは、登録業者であることをご確認ください。

- ・岐阜県屋外広告物ホームページで登録業者の一覧が確認できます。

#### （屋外広告物講習会受講手数料）

屋外広告物講習会を受けようとする場合は、手数料を納入してください。

手数料額は次のとおり

区 分	金 額
屋外広告物関係法令に関する課程	1, 0 5 0 円
屋外広告物の表示の方法に関する課程	7 5 0 円
屋外広告物の施工に関する課程※	1, 2 0 0 円

※建築士、電気工事士、第一～三種電気主任技術者免状の交付を受けている者、職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者（帆布製品製造取付けに係るもの）は免除可能

## 2 屋外広告物を掲出する者の義務

### ○管理義務

- ・屋外広告物の表示者、設置者、管理者、所有者及び占有者は、広告物の補修及び除却又はその他の必要な管理を怠らないようにして、常に良好な状態に保持しなければなりません。

### ○除却義務

- ・屋外広告物の表示者又は設置者は、許可期間が満了したとき、若しくは許可を取り消されたとき、又は掲出の必要がなくなったときは、遅滞なく広告物を除却しなければなりません。

## 3 違反広告物に対する措置

### ○措置命令

- ・違反広告物及び違反行為者については、除却等の措置が命令されます。

### ○簡易除却

- ・はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等については、簡易の除却措置が認められています。

## 4 罰則

- ・屋外広告物条例に違反した場合には、懲役又は罰金に処せられることがあるほか、過料を徴収されることがあります。
  - 罰則が適用される場合
    - ・禁止地域や禁止物件に広告物を掲出したとき
    - ・広告物を掲出・変更するときに、許可を受けなかった場合
    - ・広告物を除却しなければならないときに、除却しなかった場合
    - ・措置命令に従わなかったとき
    - ・登録をしないで屋外広告業を営んだとき

- 5 申請等の受付や審査をする県の職員の行政指導（申請に関する指導・助言等に疑義がある場合は、以下の窓口で受け付けています。

○県政へのご意見・ご提案窓口（県ホームページ）

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/56717.html>

トップページ > 県政情報 > 広報・広聴 > 県政へのご意見・ご提案

○行政相談室（岐阜県庁内）

電話：058-272-8648（直通）

※受付時間 月曜日から金曜日の8：30～17：00

（祝日、年末年始を除く）

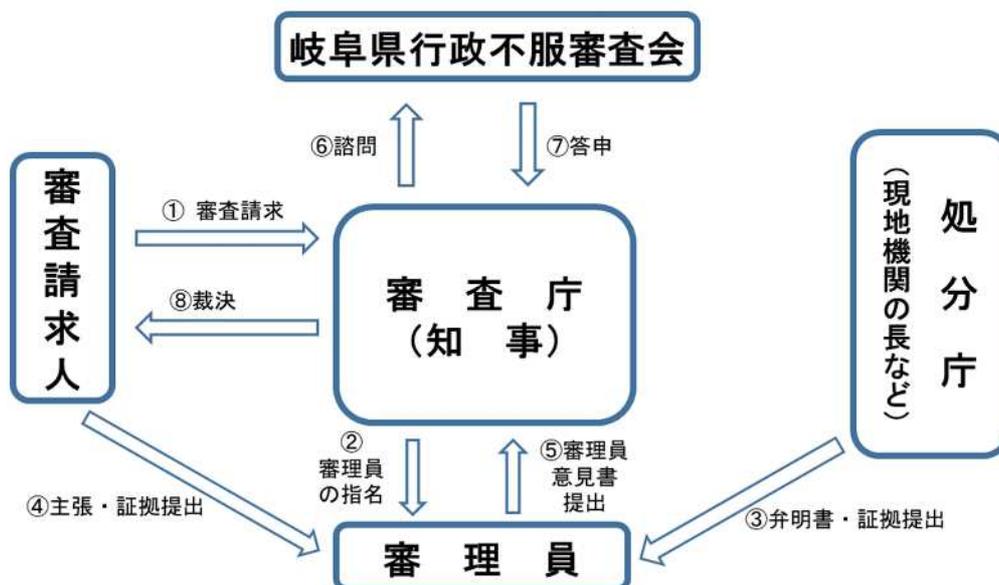
F A X：058-278-2764

e-mail：[c11654@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11654@pref.gifu.lg.jp)

6 行政不服審査制度について

- (1) 申請等が認められず不服がある場合は、処分があったことを知った日から3か月以内に、審査請求を行うことができます。
- (2) 審査請求を行う場合は、審査請求書を提出してください。審査請求書の提出先は、審査庁又は処分庁です。
- (3) 審査請求の手の流れ（知事が審査庁の場合）は下の図のとおりです。審査請求書の様式、制度のより詳しい内容については、以下の県HPをご覧ください。

行政不服審査制度 <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/250996.html>



別表 1 (重要文化財に指定された建造物の周囲で知事が指定する区域)

(令和8年1月現在)

指 定 建 造 物 名	所 在 地	指 定 す る 区 域
新長谷寺本堂、三重塔、客殿、釈迦堂、阿弥陀堂、鎮守堂、大師堂及び薬師堂	関市長谷寺町	指定建造物の周囲から 50m 以内の地域で境内地となっている区域
旧太田脇本陣林家住宅	美濃加茂市太田町	指定建造物の周囲から 50m 以内の区域
白山神社拝殿	山県市東深瀬	同 上
薬師堂	飛騨市神岡町	同 上
桑原家住宅	大垣市上石津町	同 上
南宮神社々殿	不破郡垂井町	南宮神社境内地の全域
真禅院本地堂及び三重塔	同 上	真禅院境内地の全域
日吉神社三重塔	安八郡神戸町	指定建造物の周囲から 50m 以内の地域で境内地となっている区域
牧村家住宅	揖斐郡大野町	指定建造物の周囲から 50m 以内の区域
円鏡寺楼門	本巣郡北方町	指定建造物の周囲から 50m 以内の地域で境内地となっている区域
日竜峰寺多宝塔	関市	指定建造物の周囲から 50m 以内の区域
明鏡寺観音堂	加茂郡八百津町	明鏡寺境内地の全域
旧八百津発電所施設	同 上	指定建造物の周囲から 50m 以内の区域
旧遠山家住宅	大野郡白川村	同 上

別表 2 (重要有形民俗文化財に指定された建造物の周囲で知事が指定する区域)

(令和8年1月現在)

指 定 建 造 物 名	所 在 地	指 定 す る 区 域
真桑の人形舞台	本巣市本郷	指定建造物の周囲から 50m 以内の区域

別表3 (史跡、名勝、天然記念物又は特別史跡・名勝・天然記念物に指定された地域)

(令和8年1月現在)

名 称	所 在 地	種 類
西高木家陣屋跡	大垣市上石津町	史跡
美濃国分寺跡	大垣市青野町八反田、丸山	史跡
昼飯大塚古墳	大垣市昼飯町字大塚	史跡
おくのほそ道の風景地 大垣船町川湊	大垣市船町	名勝
弥勒寺官衙遺跡群 弥勒寺官衙遺跡 弥勒寺跡 丸山古窯跡 池尻大塚古墳	関市池尻、美濃市大矢田	史跡
苗木城跡	中津川市苗木字櫓下	史跡
坂本のハナノキ自生地	中津川市千旦林	天然記念物
加子母のスギ	中津川市加子母池ノ森	天然記念物
垂洞のシダレモミ	中津川市付知町垂洞	天然記念物
中山道	中津川市馬籠、落合、御嵩町	史跡
鬼岩	瑞浪市日吉町長作洞 可児郡御嵩町次月	名勝及び天然記念物
釜戸ハナノキ自生地	瑞浪市釜戸神徳西山	天然記念物
ヒトツバタゴ自生地	瑞浪市釜戸町森前、釜戸町百田半原沢 中津川市蛭川	天然記念物
乙塚古墳附段尻巻古墳	土岐市泉町久尻	史跡
元屋敷陶器窯跡	土岐市泉町久尻	史跡
美濃の壺石	土岐市土岐津町土岐口西山	天然記念物
白山神社のハナノキ及びヒツバタゴ	土岐市泉中窯町	天然記念物
木曾川	可児市、加茂郡坂祝町	名勝
長塚古墳	可児市中恵土野中	史跡
美濃金山城跡	可児市兼山	史跡
久々利のクワイナ自生地	可児市久々利	天然記念物
江馬氏城館跡 下館跡 高原諏訪城跡土城跡 寺林城跡 政元城跡 洞城跡 石神城跡	飛騨市神岡町殿、牧、寺林、西、麻生野、石神	史跡
横山楡原衝上断層	飛騨市神岡町横山	天然記念物
根尾谷断層	本巣市根尾水鳥	特別天然記念物
根尾谷の菊花石	本巣市根尾松田初鹿谷	特別天然記念物
根尾谷淡墨ザクラ	本巣市根尾板所上段	天然記念物
東氏館跡庭園	郡上市大和町牧字志の脇	名勝
石徹白のスギ	郡上市白鳥町石徹白、河ノ山	特別天然記念物
粥川ウナギ生息地	郡上市美並町粥川	天然記念物
神ノ御杖スギ	郡上市美並町杉原	天然記念物
オオサンショウウオ生息地	郡上市八幡町洲河、大和町小間見(小間見川)、和良町	天然記念物
油島千本松縮切堤	海津市海津町油島	史跡
津屋川水系清水池ハリヨ生息地	海津市南濃町	天然記念物
一之瀬のハシナガ 群落	大垣市上石津町一之瀬奥山	天然記念物
垂井一里塚	不破郡垂井町日守	史跡
美濃国府跡	不破郡垂井町府中	史跡
関ヶ原古戦場 附徳川家康最初陣地徳川家康最後陣地 石田光成陣地 岡山烽火場 大谷古墳墓 東首塚 西首塚	不破郡関ヶ原町関ヶ原、野上、藤下	史跡
野古墳群	揖斐郡大野町野	史跡
揖斐二度ザクラ	揖斐郡大野町南方	天然記念物
霞間ヶ溪(サクラ)	揖斐郡池田町藤代、鎌ヶ谷	名勝及び天然記念物
神淵神社の大スギ	加茂郡七宗町神淵	天然記念物
飛水峡の甕穴群	加茂郡七宗町上麻生	天然記念物
大山の大スギ	加茂郡白川町大山	天然記念物
越原ハナノキ自生地	加茂郡東白川村越原松尾	天然記念物

別表 4 (自然環境保全地域)

(令和 8 年 1 月現在)

地 域 名	所 在 地
御前岳	飛騨市
関ホテルの川	関市
内唧洞	関市板取
椈の湖畔	中津川市
万波	飛騨市
北の俣・水の平	飛騨市
能郷白山	本巣市
岩の子	本巣市
朝日添川	郡上市
小川	郡上市
時山	大垣市上石津町
烏帽子岳	大垣市上石津町
荻町	大野郡白川村

別表 5 (緑地環境保全地域)

(令和 8 年 1 月現在)

地 域 名	所 在 地
馬籠	中津川市馬籠
西漆山	飛騨市
大山白山神社	加茂郡白川町
南山丘陵	可児郡御嵩町
飯島	大野郡白川村
南山丘陵	可児郡御嵩町
飯島	大野郡白川村

別表 6 (良好な景観又は風致を維持するために特に必要があるものとして知事が指定する地域又は場所)

(令和 8 年 1 月現在)

路 線 名	禁 止 区 間		禁 止 区 域
	始 点	終 点	
関市道 8-12 号線	関市下有知地内の関市道 1-63 号線との交点	関市下有知地内の関市農道 8028 号線との交点	左記区間の路線に囲まれる区域
関市道 1-63 号線	関市下有知地内の関市道 8-12 号線との交点	関市下有知地内の関市道 1-76 号線との交点	
関市道 1-76 号線	関市下有知地内の関市道 1-63 号線との交点	関市下有知地内の関市道 1-41 号線との交点	
関市道 1-41 号線	関市下有知地内の関市道 1-76 号線との交点	関市下有知地内の関市農道 8029 号線との交点	
関市農道 8029 号線	関市下有知地内の関市道 1-41 号線との交点	関市下有知地内の関市農道 8028 号線との交点	
関市農道 8028 号線	関市下有知地内の関市農道 8029 号線との交点	関市下有知地内の関市道 8-12 号線との交点	

別表 7

1 道路 ※岐阜市域内、高山市域内、多治見市域内、美濃市域内、恵那市域内、各務原市域内及び下呂市域内は、下記の区域から除外する。

(令和8年1月現在)

番号	路線名	禁止地域等		禁止区域 (第5条第10号の区域)	許可地域等		許可区域 (第7条第6号の区域)
		禁止区間 (条例第5条第9号の区間)			許可区間 (第7条第5号の区間)		
		始点	終点		始点	終点	
1	高速自動車国道及び自動車専用道路			県内の全区間の路線の両側500メートル未満の区域。ただし、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域を除く。			県内の全区間の路線の両側1,000メートル以内の区域。ただし、禁止地域等の区域を除く。
2	一般国道19号	多治見市・土岐市境	土岐市市内の土岐大橋				左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
					土岐市市内の土岐大橋	瑞浪市市内の県道瑞浪大野瀬線との交点	左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
		瑞浪市市内の県道瑞浪大野瀬線との交点	瑞浪市・恵那市境				左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
		恵那市・中津川市境	中津川市市内の小石塚橋				左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
					中津川市市内の小石塚橋	中津川市市内の落合大橋	左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
		中津川市市内の落合大橋	中津川市落合・同市山口境				左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
		中津川市市内の井戸沢橋	長野県境	左記区間の路線の長野県に向かつて左側長野県境までの区域及び右側100メートル以内の区域			

番号	路線名	禁止地域等		禁止区域 (第5条第10号の区域)	許可地域等		許可区域 (第7条第6号の区域)
		禁止区間 (条例第5条第9号の区間)			許可区間 (第7条第5号の区間)		
		始点	終点		始点	終点	
3	一般国道 21号				土岐市泉寺田町地内の一般国道19号との交点	土岐市地内の高速自動車国道中央自動車道西宮線の立体交差点	左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
		土岐市地内の高速自動車国道中央自動車道西宮線の立体交差点	可児郡御嵩町地内の栢森横断歩道橋				左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
					可児郡御嵩町地内の栢森横断歩道橋	可児郡御嵩町地内の県道多治見白川線との交点	左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
		可児郡御嵩町地内の県道多治見白川線との交点	可児市地内の東海旅客鉄道太多線との交点				左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
					可児市地内の東海旅客鉄道太多線との交点	美濃加茂市地内の深田橋	左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
		美濃加茂市地内の深田橋	各務原市・加茂郡坂祝町境				美濃加茂市地内の深田橋から岐阜市・各務原市境までの区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
					羽島郡岐南町三宅地内の岐阜市・羽島郡岐南町境	羽島郡岐南町徳田西地内の岐阜市・羽島郡岐南町境	左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
					岐阜市・瑞穂市境	不破郡関ヶ原町地内の関ヶ原橋	左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
		不破郡関ヶ原町地内の関ヶ原橋	滋賀県境				左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
4	一般国道 22号	愛知県境	羽島郡岐南町八剣地内の一般国道21号との交点				左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域

番号	路線名	禁止地域等		禁止区域 (第5条第10号の区域)	許可地域等		許可区域 (第7条第6号の区域)
		禁止区間 (条例第5条第9号の区間)			許可区間 (第7条第5号の区間)		
		始点	終点		始点	終点	
5	一般国道 41号	愛知県境	美濃加茂市地 内の中濃大橋				県内の全区間の路線の両 側1,000メートル以内の 区域
					美濃加茂市地 内の中濃大橋	美濃加茂市地 内の県道野上 古井線との交 点	
		美濃加茂市地 内の県道野上 古井線との交 点	加茂郡白川町 ・下呂市境				
		高山市・飛騨 市境	富山県境				
6	一般国道 156号	美濃市・郡上 市境	郡上市大和町 地内の神路橋				左記区間の路線の両側1 ,000メートル以内の区 域
					郡上市大和町 地内の神路橋	郡上市白鳥町 地内の郡上市 立北濃小学校 前	左記区間の路線の両側1 ,000メートル以内の区 域
		郡上市白鳥町 地内の郡上市 立北濃小学校 前	郡上市高鷲町 地内の県道鮎 立恩地線との 交点				左記区間の路線の両側1 ,000メートル以内の区 域
					郡上市高鷲町 地内の県道鮎 立恩地線との 交点	郡上市・高山 市境	左記区間の路線の両側1 ,000メートル以内の区 域
		高山市・白川 村境	富山県境	左記区間の路線の両側5 00メートル未満の区域			左記区間の路線の両側5 00メートル以上1,000 メートル以内の区域
7	一般国道 157号				本巣市地内の 県道北方多度 線との交点	福井県境	左記区間の路線の両側1 ,000メートル以内の区 域
8	一般国道 158号	福井県境	郡上市白鳥町 向小駄良地内 の一般国道15 6号との交点				左記区間の路線の両側1 ,000メートル以内の区 域

番号	路線名	禁止地域等		禁止区域 (第5条第10号の区域)	許可地域等		許可区域 (第7条第6号の区域)
		禁止区間 (条例第5条第9号の区間)			許可区間 (第7条第5号の区間)		
		始点	終点		始点	終点	
9	一般国道 248号	多治見市・可 児市境	可児市下恵土 地内の県道土 岐可児線との 交点				左記区間の路線の両側1 ,000メートル以内の区 域
					可児市下恵土 地内の県道土 岐可児線との 交点	関市地内の県 立関高等学校 前	左記区間の路線の両側1 ,000メートル以内の区 域
					美濃加茂市・ 関市境	関市山田地内 の一般国道15 6号との交点	左記区間の路線の両側1 ,000メートル以内の区 域
10	一般国道 256号				岐阜市・山県 市境	山縣市椎倉・ 同市岩佐境	左記区間の路線の両側1 ,000メートル以内の区 域
					関市板取地内 の下白谷橋	関市板取地内 の県道白鳥板 取線との交点	左記区間の路線の両側1 ,000メートル以内の区 域
					郡上市八幡町 城南町地内の 一般国道156 号との交点	郡上市八幡町 旭地内の一般 国道472号と の交点	左記区間の路線の両側1 ,000メートル以内の区 域
		中津川市加子 母字桜ノ木地 内の一般国道 257号との交 点	中津川市下野 地内の一般国 道257号と交 点				左記区間の路線の両側1 ,000メートル以内の区 域
11	一般国道 257号	阿木川左岸側 の恵那市・中 津川市境	阿木川右岸側 の中津川市・ 恵那市境				左記区間の路線の両側1 ,000メートル以内の区 域
					中津川市大字 中津川地内の 東海旅客鉄道 中央本線との 交点	中津川市地内 の福岡地下道	左記区間の路線の両側1 ,000メートル以内の区 域
		中津川市地内 の福岡地下道	中津川市・下 呂市境				左記区間の路線の両側1 ,000メートル以内の区 域
12	一般国道 258号				大垣市地内の 高速自動車国 道中央自動車 道西宮線の立 体交差点	三重県境	左記区間の路線の両側1 ,000メートル以内の区 域
13	一般国道303 号				本巣市地内の 県道北方多度 線との交点	滋賀県境	左記区間の路線の両側1 ,000メートル以内の区 域

番号	路線名	禁止地域等		禁止区域 (第5条第10号の区域)	許可地域等		許可区域 (第7条第6号の区域)
		禁止区間 (条例第5条第9号の区間)			許可区間 (第7条第5号の区間)		
		始点	終点		始点	終点	
14	一般国道 360号				富山県境	大野郡白川村 ・飛騨市境	左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
		大野郡白川村 ・飛騨市境	大野郡白川村 荻町地内の一般国道156号との交点	左記区間の路線の両側500メートル未満の区域			左記区間の路線の両側500メートル以上1000メートル以内の区域。
15	一般国道 363号				愛知県境	瑞浪市・恵那市境	左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
					恵那市・中津川市境	中津川市地内の一般国道19号との交点	左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
16	一般国道 365号	滋賀県境	不破郡関ヶ原町地内の高速自動車国道中央自動車道西宮線の立体交差点				県内の全区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
					不破郡関ヶ原町地内の高速自動車国道中央自動車道西宮線の立体交差点	三重県境	
17	一般国道 417号				大垣市地内の一般国道21号との交点	揖斐郡揖斐川町三輪地内の一般国道303号との交点	左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
		揖斐郡揖斐川町東横山地内の一般国道303号との交点	揖斐郡揖斐川町塚地内の終点				左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
18	一般国道 418号				関市平和通地内の県道関本巣線との交点	関市旭ヶ丘地内の県道関金山線との交点	左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
19	一般国道 472号				高山市・郡上市境	郡上市八幡町旭地内の一般国道256号との交点	左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域

番号	路線名	禁止地域等		禁止区域 (第5条第10号の区域)	許可地域等		許可区域 (第7条第6号の区域)
		禁止区間 (条例第5条第9号の区間)			許可区間 (第7条第5号の区間)		
		始点	終点		始点	終点	
20	県道 岐阜南濃線						岐阜市南鶉・同市柳津町境から岐阜市・羽島市境までの区間の路線の両側千メートル以内の区域
					岐阜市・羽島市境	羽島市竹鼻町地内の県道大垣一宮線との交点	左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
					羽島市地内の新幹線鉄道の立体交差点	羽島市地内の南濃大橋	左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
21	県道 大垣一宮線				海津市海津町大字高須地内の県道津島海津線との交点	海津市海津町大字馬目地内の県道津島南濃線との交点	左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
					大垣市地内の小泉橋	羽島市福寿町地内の県道岐阜南濃線との交点	左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
					羽島市竹鼻町地内の県道岐阜南濃線との交点	愛知県境	左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
22	県道 中津川南木曾線	中津川市大字落合地内の一般国道19号との交点	中津川市神坂・同市馬籠境				左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
		中津川市神坂・同市馬籠境	長野県境	左記区間の路線の両側500メートル以内の区域			
23	県道 津島南濃線				海津市海津町大字馬目地内の県道岐阜南濃線との交点	海津市南濃町大字駒野地内の一般国道258号との交点	左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
24	県道 山東本巢線				揖斐郡揖斐川町地内の万代橋	県道揖斐川谷汲山線との交点	左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
25	県道 高鷲インター線	郡上市高鷲町地内の起点	郡上市高鷲町地内の一般国道156号との交点	左記区間の路線の両側500メートル未満の区域			
26	県道 白鳥板取線				関市板取地内の一般国道256号との交点	関市・郡上市境	左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域

番号	路線名	禁止地域等		禁止区域 (第5条第10号の区域)	許可地域等		許可区域 (第7条第6号の区域)
		禁止区間 (条例第5条第9号の区間)			許可区間 (第7条第5号の区間)		
		始点	終点		始点	終点	
27	県道 南濃関ヶ原線				海津市南濃町 大字奥條地内 の一般国道25 8号との交点	大垣市上石津 町牧田地内の 一般国道365 号との交点	左記区間の路線の両側1 ,000メートル以内の区 域
28	県道 関金山線				関市旭ヶ丘地 内の一般国道 418号との交 点	加茂郡七宗町 ・下呂市境	左記区間の路線の両側1 ,000メートル以内の区 域
29	県道 白鳥明宝線				郡上市白鳥町 恩地地内の郡 上市道那留恩 地線との交点	郡上市白鳥町 恩地地内の県 道鮎立恩地線 との交点	左記区間の路線の両側1 ,000メートル以内の区 域
30	県道 多治見白川 線				可児市久々利 地内の県道土 岐可児線との 交点	可児市瀬田地 内のぎふワール ド・ローズガ ーデン東入口	左記区間の路線の両側1 ,000メートル以内の区 域
31	県道 土岐可児線				土岐市泉町地 内の一般国道 19号との交点	可児市広見地 内の県道可児 金山線との交 点	県内の全区間の路線の両 側1,000メートル以内の 区域
32	県道 古川清見線	飛騨市古川町 地内の一般国 道41号との交 点	飛騨市・高山 市境	上記区間の路線の両側5 00メートル未満の区域			
33	県道 津島海津線				海津市海津町 大字札野地内 の県道木曾三 川公園線との 交点	海津市海津町 大字高須地内 の県道岐阜南 濃線との交点	左記区間の路線の両側1 ,000メートル以内の区 域
34	県道 稲山津島線				海津市海津町 大字森下地内 の県道北方多 度線との交点	海津市海津町 大字札野地内 の県道津島海 津線との交点	左記区間の路線の両側1 ,000メートル以内の区 域
35	県道 岐阜羽島線				羽島市足近町 地内の県道岐 阜南濃線との 交点	羽島市地内の 県道大垣一宮 線との交点	左記区間の路線の両側1 ,000メートル以内の区 域
36	県道 鶉羽島線	岐阜市・羽島 市境	羽島市小熊町 大字天王字堤 内805の12番 地先				左記区間の路線の両側1 ,000メートル以内の区 域
37	県道 岐阜羽島停 車場線				羽島市福寿町 地内の東海旅 客鉄道新幹線 鉄道との交点	羽島市福寿町 地内の県道大 垣一宮線との 交点	県内の全区間の路線の両 側1,000メートル以内の 区域

番号	路線名	禁止地域等		禁止区域 (第5条第10号の区域)	許可地域等		許可区域 (第7条第6号の区域)
		禁止区間 (条例第5条第9号の区間)			許可区間 (第7条第5号の区間)		
		始点	終点		始点	終点	
38	県道 木曾三川公園線				海津市海津町 大字石亀地内 の海津市道海 津1-1656号 線との交点	海津市海津町 大字札野地内 の県道津島海 津線との交点	左記区間の路線の両側 1,000メートル以内の 区域
39	県道 大垣養老公園線				大垣市地内の 新幹線鉄道 の立体交差点	養老郡養老町 地内の終点	左記区間の路線の両側 1,000メートル以内の 区域
40	県道 関記念公園 線	関市地内の関 本巣線との交 点	関市地内の終 点				左記区間の路線の両側 1,000メートル以内の 区域
41	県道 鮎立恩地線				郡上市白鳥町 恩地地内の県 道白鳥明宝線 との交点	郡上市高鷺町 鮎立地内の郡 上市道やまび こ線との交点	左記区間の路線の両側 1,000メートル以内の 区域
42	県道 剣大間見白 鳥線				郡上市大和町 剣地内の一般 国道156号と の交点	郡上市白鳥町 那留地内の郡 上市道那留恩 地線との交点	左記区間の路線の両側 1,000メートル以内の 区域
43	県道 寒水徳永線				郡上市大和町 徳永地内の一 般国道156号 との交点	郡上市大和町 牧地内の郡上 市道栗巣線と の交点	左記区間の路線の両側 1,000メートル以内の 区域
44	県道 ひるがの高原線				郡上市高鷺町 鷺見地内の郡 上市道やまび こ線との交点	郡上市高鷺町 ひるがの地内 の一般国道15 6号との交点	左記区間の路線の両側 1,000メートル以内の 区域
45	県道 白山公園線	大野郡白川村 平瀬地獄谷地 内の起点	大野郡白川村 御母衣地内の 一般国道156 号との交点	左記区間の路線の両側5 00 メートル未満の区域			左記区間の路線の両側 500メートル以上1000 メートル以内の区域
46	県道 打保神岡停 車場線	飛騨市神岡町 打保地内の起 点	飛騨市神岡町 伊西地内の伊 西トンネル入 口	左記区間の路線の両側3 0メートル未満の区域			左記区間の路線の両側 30メートル以上1000 メートル以内の区域
47	県道 岐阜関ヶ原 線				本巣郡北方町 ・本巣市境	本巣市・揖斐 郡大野町境	左記区間の路線の両側 1,000メートル以内の 区域
48	関市道 6-318号線	関市小瀬地内 の一般国道15 6号との交点	岐阜市・関市 境	左記区間の路線の両側3 0メートル未満の区域			
49	関市道 幹1-3号 線	関市塔ノ洞地 内の起点	関市志津野地 内の県道富加 美濃線との交 点	左記区間の路線の両側3 0メートル未満の区域			

番号	路線名	禁止地域等		禁止区域 (第5条第10号の区域)	許可地域等		許可区域 (第7条第6号の区域)
		禁止区間 (条例第5条第9号の区間)			許可区間 (第7条第5号の区間)		
		始点	終点		始点	終点	
50	関市道 幹1-34号線	関市西本郷通 地内の関市道 幹1-49号線 との交点	関市下有知地 内の県道富加 美濃線との交 点	上記区間の路線の両側3 0メートル未満の区域			
51	中津川市道 山口1-2 号線	中津川市地内 の中津川市道 山口4号線と の交点	中津川市地内 の県道中津川 南木曾線との 交点	左記区間の路線の両側1 00メートル以内の区域			
52	中津川市道 山口1-3 号線	中津川市地内 の中津川市道 102号線との 交点	中津川市地内 の県道中津川 南木曾線との 交点	左記区間の路線の両側1 00メートル以内の区域			
53	中津川市道 山口1-4 号線	中津川市地内 の中津川市道 102号線との 交点	中津川市地内 の県道中津川 南木曾線との 交点	左記区間の路線の両側2 00メートル以内の区域			
54	郡上市道 那留恩地線				郡上市白鳥町 那留地内の県 道剣大間見白 鳥線との交点	郡上市白鳥町 恩地地内の県 道白鳥明宝線 との交点	左記区間の路線の両側 1,000メートル以内の 区域
55	郡上市道 やまびこ線				郡上市高鷲町 鮎立地内の県 道鮎立恩地線 との交点	郡上市高鷲町 鷲見地内の県 道ひるがの高 原線との交点	左記区間の路線の両側 1,000メートル以内の 区域
56	郡上市道 長野線	郡上市高鷲町 地内の起点	郡上市高鷲町 地内の郡上市 道やまびこ線 との交点	左記区間の路線の両側5 00 メートル未満の区域			
57	海津市道 海津1-1656 号線				海津市海津町 大字森下地内 の県道北方多 度線との交点	海津市海津町 大字石亀地内 の県道木曾三 川公園線との 交点	左記区間の路線の両側 1,000メートル以内の 区域
58	白山スーパ ー林道	大野郡白川村 鳩谷地内の起 点	石川県境	左記区間の路線の両側5 00メートル未満の区域			左記区間の路線の両側 500メートル以上1,00 0メートル以内の区域
59	大規模林道 高山・大山 線	高山市・飛騨 市境	飛騨市神岡町 打保宮ノ外54 3番地の21地 先	左記区間の路線の両側3 0メートル未満の区域			左記区間の路線の両側 30メートル以上1,000 メートル以内の区域

2 鉄道等 ※岐阜市域内、高山市域内、多治見市域内、美濃市域内、恵那市域内、各務原市域内及び下呂市域内は、下記の区域から除外する。

(令和8年1月現在)

番号	路線名	禁止地域等		禁止区域 (第5条第10号の区域)	許可地域等		許可区域 (第7条第6号の区域)
		禁止区間 (条例第5条第9号の区間)			許可区間 (第7条第5号の区間)		
		始点	終点		始点	終点	
1	新幹線鉄道			県内の全区間の路線の両側500メートル未満の区域。ただし、都市計画法(昭和43年法律第100号)第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域を除く。			県内の全区間の路線の両側1,000メートル以内の区域。ただし、禁止地域等の区域を除く。
2	東海旅客鉄道東海道本線	滋賀県境	瑞穂市・岐阜市境				左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
		岐阜市・羽島郡岐南町境	愛知県境				左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
3	東海旅客鉄道高山本線	各務原市・加茂郡坂祝町境	加茂郡白川町・下呂市境				左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
		高山市・飛騨市境	富山県境				左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
4	東海旅客鉄道中央本線	多治見市・土岐市境	長野県境				県内の全区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
5	東海旅客鉄道太多線				多治見市・可児市境	美濃加茂市地内の美濃太田駅	左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
6	樽見鉄道樽見線				大垣市地内の大垣駅	本巣市地内の神海駅	左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
7	長良川鉄道越美南線				美濃加茂市地内の美濃太田駅	関市・美濃市境	左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
					美濃市・郡上市境	郡上市地内の北濃駅	左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
8	明知鉄道明知線				恵那市地内の恵那駅	恵那市明智町地内の明知駅	左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域
9	名古屋鉄道名古屋本線	岐阜市・羽島郡岐南町境	愛知県境				左記区間の路線の両側1,000メートル以内の区域

番号	路線名	禁止地域等		禁止区域 (第5条第10号の区域)	許可地域等		許可区域 (第7条第6号の区域)
		禁止区間 (条例第5条第9号の区間)			許可区間 (第7条第5号の区間)		
		始点	終点		始点	終点	
10	名古屋鉄道 竹鼻線				羽島郡笠松町地 内の笠松駅	羽島市地内の江 吉良駅	左記区間の路線の両側 1,000メートル以内の 区域
11	名古屋鉄道 羽島線				羽島市地内の江 吉良駅	羽島市地内の新 羽島駅	左記区間の路線の両側 1,000メートル以内の 区域
12	名古屋鉄道 広見線				可児郡御嵩町地 内の御嵩駅	愛知県境	左記区間の路線の両側 1,000メートル以内の 区域
13	養老鉄道 養老線				揖斐郡揖斐川町 地内の揖斐駅	三重県境	左記区間の路線の両側 1,000メートル以内の 区域